

令和 6 (2024)年度第 2 回栃木県国民健康保険運営協議会（書面開催）の意見について

令和 7 (2025)年2月10日に書面開催した標題会議でいただいた意見等は下記のとおりです。

議題	御意見	御意見に対する考え方
議題 1 の③ 令和 7 (2025)年度 県国保ヘルスアップ支援事業（案） について（報告）	糖尿病、歯周病、高血圧や栄養状態（フレイル等）を網羅し、1次、2次予防をすすめる事は問題ありません。 しかし、メタボ健診が効果を示していないように0次予防（SDHまで踏み込む）をしなければ病気は減少しません。 健康日本21（三次）は、個人の生活習慣のみならず、社会環境の整備をすすめています。すなわち、住んでいるだけで健康になる環境を整えることです。 ここに予算を国保運営協議会が入れることはできませんが、県に提言していければと考えます。	人々の健康は、個人の生活習慣に加え、その人を取り巻く社会環境にも影響を受けることが考えられます。 そのため、県では「とちぎ健康21プラン」において、健康無関心層を含めたすべての県民が、自然で健康になれる環境づくりのほか、子どもや働く世代の健康を支える取組などを推進するものとなるよう、有識者等による協議会において検討を行っておりますので、御意見のありました内容は、適宜庁内関係各課への情報共有・連携して参ります。
	支援事業例として、後発医薬品やバイオ後続品の使用状況について分析を行い、得られた結果を活用するための体制構築が挙げられているが、ジェネリック医薬品の使用割合が80%を超え、使用割合の上昇が頭打ちとなる中、今までの取組に加え、バイオ後続品使用促進の取組を進めることは必要と考える。 また、地域フォーミュラリの取組を進めることは医療費の適正化にも資することから、県が中心となり地域フォーミュラリの普及啓発を行うことも必要と考える。	本県の後発医薬品の使用割合は、数量ベースで目標である80%を達成している一方で、金額ベースではまだ低い水準にあることや、後発医薬品と同様に医療費適正化効果を有するバイオ後続品の使用割合を高めていくといった課題があります。 県は、栃木県医療費適正化計画（4期計画）において後発医薬品の安心使用の促進やバイオ後続品の普及啓発に向けた目標を設定し、関係者が一体となって取組を進めることとしておりますので、地域フォーミュラリを含めた今後の取組については、庁内関係各課と情報共有・連携しつつ、取組の方向性も含め検討して参ります。